【平成２３年第４回定例会　健康福祉委員会委員長報告】

平成２３年１０月６日　健康福祉委員長　浜田　昌利

健康福祉委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、「議案第１３０号　川崎市障害者施策推進協議会条例及び川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の健康福祉局に関する部分、「議案第１６６号　平成２３年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、「議案第１６７号　平成２３年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」及び「議案第１６８号　平成２３年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」でありますが、委員会では、審査の結果、議案４件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第１３号　高津区久末の県中小企業従業員宿舎跡地に多目的ホールと防災施設を併用した特別養護老人ホームの整備に関する請願」であります。

本請願の趣旨は、高津区久末地区の神奈川県中小企業従業員宿舎跡地を本市が買い取り、大会議室と防災施設を兼ねた多目的ホールを併設した特別養護老人ホームを建設することを願うものであります。

委員会では理事者から、本市では平成２０年１１月に特別養護老人ホーム整備促進プランを策定し、その後も状況に応じて必要整備数の見直しなどを行い、特別養護老人ホームの整備を進めてきた。平成２３年７月１日時点で、市内全体では３７施設、高津区内には３施設の特別養護老人ホームが設置されている。当該用地に昭和４５年１２月に建設された神奈川県中小企業従業員共同宿舎は、平成１２年３月に閉鎖され、平成１４年３月には建物が撤去された。この間、平成１３年８月に神奈川県から本市に対して当該用地の取得意思の有無について照会があったが、具体的な利用計画はないと回答している。また、平成１４年３月に、「請願第１２５号　高津区久末の神奈川県中小企業従業員宿舎跡地に多目的施設並びに緊急防災施設の設置を求める請願」が提出され、平成１４年７月に総務委員会において審査され継続審査となった。その後、県において平成１５年６月と平成１６年７月に当該用地の売却について一般競争入札が行われたが、購入希望者が現れなかった。平成１７年１１月にはＰＦＩ手法、いわゆる民間資金を活用した社会資本整備手法により神奈川県警職員公舎再編整備の方針が決定され、平成２１年７月にＰＰＰ手法、いわゆる官民連携による社会資本整備手法による再編整備の予算編成を決定したとのことである。平成２３年３月及び5月には町内会回覧を通じて地元住民へ周知され、平成２３年４月２７日に神奈川県警察職員宿舎整備運営事業募集要項が公表され、６月３０日から７月５日にかけて募集要項に基づく参加表明書の受付が行われた。今後は、１０月中旬に事業募集の審査結果が公表され、１１月中旬に事業契約を締結する予定との事である。

本請願に対する本市の考え方としては、県有地である当該用地は県が既に活用計画を決定しており、本市による当該用地の買い取りと公共施設としての整備は極めて難しいものと考えている、との説明があり、委員会では質疑に入りました。

委員会では委員から、県の当該用地活用計画の変更の可能性について質疑があり、

理事者から、既に活用計画が進行中であるため、これから計画を停止あるいは変更する可能性は低いと思われる、との答弁がありました。

次に委員から、近隣の高齢者利用施設について質疑があり、理事者から、久末デイサービスセンターが近くの市営住宅に併設されており、会議室などとして使用することが可能である、との答弁がありました。

そこで委員から、地域住民に対しては近隣に久末デイサービスセンターのような公共施設があることを丁寧に周知してほしい、との要望がありました。

次に委員から、当該地域の高齢化率について質疑があり、理事者から、本市全体の高齢化率は１６．６％で、高津区の高齢化率は１４．７５％であるが、久末地区の高齢化率は２１．２８％で高齢化が進んでいる状況である、との答弁がありました。

次に委員から、特別養護老人ホームの設置状況について質疑があり、理事者から、全市で３７か所、定員は２，９６４人、高津区では３か所、定員は２１４人となっている。特別養護老人ホームは全市的な整備プランに基づき整備を進めているところであり、平成２５年度までに定員を４，１２５人まで増やす予定である、との答弁がありました。

そこで委員から、高津区の特別養護老人ホーム数は市全体の１割にも届かず、かつ平成１２年以降未整備の状態が続いている。当該地域にはデイサービスやショートステイの施設が必須であり、地域住民の要望が根強くあるということを行政がしっかりと認識し、整備を進めてほしい。また、久末地区には災害発生時に避難所の補完的役割を果たす老人いこいの家やこども文化センターといった公共施設が存在せず、地域住民は不安を抱いていることも併せて認識してほしい、との意見がありました。

次に委員から、県有地の活用に係る県への要望状況について質疑があり、理事者から、昨年度、県に対して平成２３年度予算編成に対する要望書という形で提出しており、昨年１２月１４日には市長から直接県知事あて要望も行っているが、県としては譲渡ではなく売却であれば対応するという姿勢を崩さない状況である、との答弁がありました。

次に委員から、ＰＦＩ手法からＰＰＰ手法への移行について質疑があり、理事者から、ＰＦＩ手法を採用した場合には建物自体は最終的に行政が償還する必要があるが、ＰＰＰ手法の場合は、当該用地の土地貸付契約を事業者と締結し、施設建設については事業者自らが資金を調達した上で行い、更に施設運営や維持管理についても事業者が責任を負う。４１年間の事業期間が終了した後に、事業者は施設を県に無償で引き渡すという仕組みになっているということで、県としての財政支出を極力抑えた形で事業を遂行できることから採用されたと聞いている、との答弁がありました。

そこで委員から、４１年という期間は一般的な事業期間としても非常に長く、社会環境の変化や経済状況の予測が難しい。更に資金調達や返済計画の見通しも立てづらいことから、ＰＰＰ手法というのは限られた企業しか対応できないのではないかという危ぐがある、との意見がありました。

次に委員から、市内には県の施設が１１施設あり、延べ３万５，０００平米の市有地を県が無償で利用している状況でもあることから、県有地を本市が無償で利用可能となるよう引き続き尽力してほしい、との要望がありました。

次に委員から、当該用地の活用に関する照会について質疑があり、理事者から、平成１３年８月２２日に県から照会があった際に、総合企画局から各局あて照会を行ったが、当該用地を利用したいという申し出がなかったため、同年９月７日にその旨を県に回答した。このときは庁内組織にのみ照会を行っており、社会福祉法人など関係団体の意向は特に調査していない、との答弁がありました。

そこで委員から、照会当時も本市は特別養護老人ホームの整備を推進していたはずであり、当該用地は建設候補地として十分検討に値するものであったと思われる。本市が土地の購入が困難な状況であれば、当該用地を利用したい関係団体を調査しあっせんするなど、地域住民にとって本当に必要な施設を最優先に提供するための様々な代替手段が考えられたのではないか。ただ、既に県によって用途の決定や建設事業者の募集なども行われている状況であるため、残念ながら本市が譲り受けるよう協議・調整することは現状では困難であると思われる、との意見がありました。

次に委員から、平成１４年に提出された請願第１２５号の取り扱いについて質疑があり、理事者から、本請願は市民館・図書館分館を当該用地に建設してほしい旨の請願であり、当時教育委員会で進めていた教育施設建設の構想と相反する内容となるため、請願の願意にあるような整備は困難な状況と考えられ、状況の推移を見守りたいとの判断から継続審査となった、との答弁がありました。

次に委員から、特別養護老人ホームに係る地元住民の優先入居規定について質疑があり、理事者から、入居指針は本市が規定しており、法人がその指針に従い選考委員会で選考を行っている。近隣居住者も一定程度考慮されるが、介護者が不在など、より緊急性の高い希望者が優先される、との答弁がありました。

次に災害避難所としての久末デイサービスセンターの安全性について質疑があり、理事者から、久末デイサービスセンターは平成１６年８月に建設され、比較的新しい施設のため、耐震性は問題ない。また、災害時の２次避難所として設置運営法人と協定書を取り交わしており、施設自体の定員数は４０名であるが、災害発生時には被害状況に応じて受け入れていく、との答弁がありました。

次に委員から、久末地区の防災拠点の充足率について質疑があり、理事者から、当該地域の防災拠点は町内会館など様々な施設があるが、全市的に多数の避難者が出た場合を想定すると、現段階では判断することが困難である、との答弁がありました。

次に委員から、県及び県警察による地元説明会の内容について質疑があり、理事者から、平成２１年に町内会長をはじめとする関係者に概要を説明し、平成２２年には文書の配布、平成２３年には地元への説明及び町内会回覧での周知等を行うとともに、個別に町内会長などへも説明を行っている。説明会の中では特段反対意見等はなく、警察官独身寮が建設予定とのことで、地域の安全性向上に役立つとの意見があったと聞いている、との答弁がありました。

次に委員から、県有地の土地に関する要綱について質疑があり、理事者から、「県の普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」の中に、自治体に対して無償または時価より低い額で貸付ができるという規定がある。しかし、具体的にこの規定を使用して本市に土地貸付の打診がなされたことはなく、県としても、未曾有の財政難により公有地については売却の方針が示されている、との答弁が

ありました。

次に委員から、久末地区及び下小田中地区の県有地の事業計画について質疑があり、理事者から、これら二つの県有施設跡地を一体の事業として捉え、基本的なスケジュールなどは同時並行で進めていく予定であると聞いている。本年３月に基本方針が示され、４月に募集要項が出されており、問い合わせへの対応などで弱冠の遅れは発生しているが、概ね計画通り事業が進んでいるとのことである、との答弁がありました。

そこで委員から、地理的条件など性質の全く異なる二つの用地開発を一体の事業と捉えるのは無理があり、事業を進める際には解決すべき課題が多数存在するため、ぜひ本市としても県に対して様々な働きかけを行っていってほしい、との要望がありました。

次に委員から、今後の整備促進プランにおける用地確保の方向性について質疑があり、理事者から、当面は民有地の活用を第一に考えていくが、仮に県有地を無償または低額で提供していただくことが将来的に可能となれば、長期的スキームの中に取り入れていくことを検討したい、との答弁がありました。

そこで委員から、用地の確保は非常に大きな課題であり、現状では充分な広さの土地が確保できないことから、設置施設の小規模化が進んでいると思われるので、広大な土地を確保できる可能性がある場合には、思いきって市の施策として積極的に用地確保を行い、市民の要望に応えていくべきである、との意見がありました。

取り扱いについて協議したところ、委員から、当該地域の高齢化率が市内の他地域に比べて高いのにも関わらず、特別養護老人ホームの設置割合は７％程度にとどまっている状況である。市内広範囲にわたり市有地を県に無償で貸している現状からも、地域住民にとって本当に必要な公共施設の設置について県に働きかけていくためにも趣旨採択とすべき、との意見がありました。これに対し委員から、当該用地に存在していた施設の閉鎖が決定してから１０年が経過しており、その後様々な手続を踏まえた上で県が既に事業決定し、本市としても対応が困難であると考えるため不採択とすべき、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成少数をもって、不採択とすべきものと決しました。

以上で、健康福祉委員会の報告を終わります。